

# 犯罪心理鑑定（情状鑑定） のあり方と今後の展望

少年事件であっても、重大な事件については成人と同様に刑事事件の対象となり得るばかりか、裁判員裁判の対象でもあります。少年の非行の背景は複雑であり、裁判所・裁判員に理解してもらうためには臨床心理学等の専門家による援助が必要となることがあり、犯罪心理鑑定（情状鑑定）が重要な役割を担うこともあります。

今回は、裁判員裁判のための対人援助専門職ネットワークと大阪弁護士会子どもの権利委員会のコラボレーションによる企画をいたしました。多くの犯罪心理鑑定の経験のある臨床心理士1名と鑑定のなされた裁判員裁判の経験のある2名の弁護士によるパネルディスカッションを行います。

## 講師・パネリスト

参加  
無料

橋本和明（花園大学教授、臨床心理士、元家庭裁判所調査官）

後藤貞人（弁護士、刑事弁護委員会）

笠原麻央（弁護士、子どもの権利委員会）

（司会・コーディネーター）横山 巖（弁護士、子どもの権利委員会）

【日時】2016年8月26日（金）午後6時00分～午後8時30分

【場所】大阪弁護士会館2階201・202会議室

## 【申込方法】

\* 対人援助ネットワークに登録されている方は参加いただけます。また、登録者の推薦を受けて事前に下記の事務局に出席を届け出て承認を得られた人は参加いただけます。

\* 弁護士資格を有する人で、大阪弁護士会に所属の方は同会ホームページ会員専用サイト研修予定表からお申込いただくか、所定の申込書に必要事項をご記入の上、お申し込みください。大阪弁護士会に所属されていない弁護士資格を有する人は当日資格を称するものをご持参の上、参加ください。

## 対人援助ネットワーク事務局

三重県鈴鹿市南玉垣町3500-1 鈴鹿医療科学大学 藤原正範

メール f-seihan@suzuka-u.ac.jp TEL 059-340-0550)

本シンポジウムは、科研費基盤研究(C)「刑事事件における犯罪心理鑑定の意義と有効性についての研究(16K04399)」(橋本和明)によるものでもあります。